

## 会議録

会議名 (審議会等名)	第1回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会			
事務局 (担当課)	高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055（直通）			
開催日時	令和6年7月10日（水） 午後1時30分～午後3時00分			
開催場所	相模原市立あじさい会館6階 第1展示室			
出席者	委 員	7人（別紙のとおり）		
	その他	5人（オブザーバー2人、市関係課職員3人）		
	事務局	11人（市：高齢・障害者福祉課長、他5人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会：さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他4人）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数 0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議題	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中核機関における令和5年度の取組状況について</li> <li>2 中核機関における令和6年度の事業計画について</li> <li>3 令和5年度市民後見人養成・支援事業の取組状況について</li> <li>4 令和6年度市民後見人養成・支援事業の事業計画について</li> <li>5 市民後見人へのリレー受任及び複数受任について</li> <li>6 市民後見人養成・支援事業に係る名簿登録について</li> <li>7 その他</li> </ol>			

## 議事の要旨

主な内容は次のとおり。

- 1 中核機関における令和5年度の取組状況について  
事務局から資料1に基づき説明を行った。

(志方委員)

令和5年度の受任調整会議7件（内、1件未了）の内、市民後見人及び専門職の内訳を伺う。

(事務局)

7件（内、1件未了）の内、2件が専門職となっている。

(渋谷副会長)

市民公開講座について、令和4年度の参加者の方が多い印象であった。令和5年度については、講座のテーマが堅かったと感じており、南区で開催する講座は毎年参加者が多く、50～60人の参加がある中で昨年度は半数程度となっている。今年度のテーマは、もう少し参加しやすいようなものが望ましい。年々、参加者も増えており、関心が高い分野と考えているため、意見として伝えさせていただく。

(澤畔委員)

出前講座について、5月と3月に開催した講座については、特定団体ではなく広く周知をして参加者を募ったものと思われるが、令和5年度の参加人数は、事務局が想定している参加者よりも少ない結果と認識しているものなのか見解を伺う。

地域包括支援センターが講師の派遣依頼を行うにあたって、参加者が少ないと講師や関係者に対して申し訳なく思うことがあるため、その点について伺いたい。

(事務局)

5月と3月の出前講座については、広報等で周知を行い参加者を募ったところだが、結果としては若干少ない印象を受けている。

過年度の結果から出前講座による研修等に期待されている方もいるため、周知方法等を検討し、市民の方に興味を持ってもらえるよう取り組んでいく。

(渋谷副会長)

補足で、3月の出前講座は、私が講師を努めさせていただいた。当日は地域の祭りがあり、その一環として開催したところである。参加者について、最初は2名程度であったが、ご協力いただいている皆様のお力添えで10名の方に参加い

ただいた。

先ほどの澤畔委員のご意見について、参加者が1名程度であると厳しいが、4～5名程度参加いただければ、質問等も活発になり、その後も相談等の対応できるため、5名程度を目安にしていただければ喜んで講師をさせていただく。

(安永会長)

利用促進事業における受任調整会議について、私も本会議に関わっているため内容や調整結果は承知しているが、その後、本件が申立てを行ったのかなどの状況までは把握できていないため、受任調整後の状況の報告について検討いただきたい。

それらをフィードバックしていくことで、よりよい制度の運用につながると考える。

## 2 中核機関における令和6年度の事業計画について

事務局から資料2に基づき説明を行った。

(玉手委員)

人材育成事業について、まずは、対象の相談支援専門員を加えていただきありがとうございます。今回、一次相談窓口の職員に意見を伺ったところ、直接、意見交換をさせていただくような機会をいただきたいという意見があった。今年の4月に中央障害者相談支援キーステーションがウェルネスさがみはらに設置された。緑区と南区のキーステーションは成年後見制度の一次相談窓口として位置付けられているため、中央区においてもそのような位置付けになろうかと思うが、改めて役割の確認を含め意見交換をさせていただけるとありがたい。

(事務局)

これから開催のため、意見交換の時間を配慮いただいた中で開催していきたいと考えている。

(澤畔委員)

広報・啓発事業について、成年後見制度のみのテーマでは、中々、集客の難しさを感じている。例えば、9月は認知症月間となっており、当月に市内で認知症に関する様々なイベントの開催を行っており、中央包括支援センターにおいても若年層をターゲットに認知症サポーター養成講座の開催を行っている。

認知機能が低下された方と成年後見制度は密接な関係があるため、こうした期間やイベント等と合わせて周知・啓発を行うのも有効な手段と考える。また、中央包括支援センター等が開催するイベント等を中核機関と共有し、連携していく

たい。

(事務局)

本市では在宅医療・介護連携支援センターを中心に認知症施策の推進を行っているところで、例年、9月の認知症の日に合わせて市内3区の図書館で認知症と成年後見制度に関する展示を実施している。今後、いただいたご意見を基に、関係機関とも連携し、各イベント等への参入など、広く市民への周知・啓発に努めていく。

(渋谷副会長)

相談事業における専門家委員について、過去、司法書士と弁護士の2名体制で実施していたが、今年度は弁護士のみという認識でよいか。

(事務局)

今年度は、弁護士1名のみとなっている。

3 令和5年度市民後見人養成・支援事業の取組状況について  
事務局から資料3に基づき説明を行った。

(志方委員)

市民後見人の現時点の未受任人数について伺う。また、名簿登録者数及び受任者数についても伺う。

(事務局)

名簿登録者数は70名、これまで受任した件数は31件で、現在は15名の市民後見人が受任中である。受任した実人数は本協議会でのお答えは難しいため、会議録にてお示しさせていただく。

【以下、追記】

令和6年3月末時点

名簿登録者数	70名
受任中的人数	15名
延べ受任件数	31件
延べ実受任人数	29名
未受任人数	41名

※名簿登録者70名のうち、9名は令和5年度の市民後見人養成研修修了者

(玉手委員)

15名の市民後見人が受任中とのことだが、高齢者と障害者の内訳について伺う。

**(事務局)**

高齢者が多く、障害者が少ない印象である。正確な件数は、本協議会でのお答えは難しいため、会議録にてお示しさせていただく。

**【以下、追記】**

令和6年3月末時点

	合計	高齢	障害
延べ受任件数	31名	30件	1件
受任中件数	15件	14件	1件

- 4 令和6年度市民後見人養成・支援事業の事業計画について**  
事務局から資料4に基づき説明を行った。

**(安永会長)**

e-ラーニング形式による開催について、受講者から好評の声があったと承知しており、メリットを感じているが、一方で何度も見れる安心感から記憶に残りづらいなどの弊害もある。ミニテストのようなもので受講者の集中力を高めるなどの工夫があると良いと考える。

**(事務局)**

事務担当者と相談し、検討してまいりたい。

補足で、e-ラーニング形式による実施にあたっては、動画一つひとつに簡単なテストを付している。本日のご意見を基に、受講者の集中力を更に高められる取組を今後検討していく。

- 5 市民後見人へのリレー受任及び複数受任について**  
事務局から資料5に基づき説明を行った。

**(池田委員)**

市民後見人の受任条件及び複数受任等の受任条件について、複数受任の場合、一方の後見人に専門職が選任されなければならない何かしらの専門性が必要な課題があると想定されることから、市民後見人の受任条件と複数受任等の受任条件の両方を満たすケースというのは、そもそも無いのではないか。

また、モデルケースとして何か考えているものがあれば、それについても伺う。

**(事務局)**

想定ケースとしては、市民後見人の受任条件は満たさないが、複数受任であれば市民後見人が受任できるものを想定している。そのため、ご意見のとおり両方の条件を満たすケースの想定がされないことから、それぞれに別の条件を付すな

ど改めて検討し、修正させていただく。

(志方委員)

複数受任及びリレー受任を行う場合、いずれにしても受任調整会議を経て候補者を立てることになるかと思われる。例えば、受任調整会議にて専門職と市民後見人の複数受任となった場合に、別途、専門職団体等に候補者の推薦依頼を行うかと思われるが、依頼を受けてから推薦するまでに時間を要する場合があり、市民後見人候補者と専門職の推薦に係るタイムラグが生じることがあると想定される。その辺の差違等についてどう考えているのか伺う。

(事務局)

まずは、社会福祉協議会と市民後見人との複数受任を想定しており、事例を積み上げた中で専門職と市民後見人の複数受任へ発展していきたいと考えている。ガイドラインを基に複数受任を実施していくとともに、専門職団体等による推薦までのタイムラグなどの実務的な部分については、いただいたご意見を基に検討し、整備していく。

(安永会長)

様式2－4について、リレー受任に係る受任要件の「前任の成年後見人等が家庭裁判所に適切な活動報告をしていない又は、必要書類の引継ぎが困難である。」とあるが、その場合はそもそも家庭裁判所が市民後見人へ振らないのではないか。また、これを確かめるには家庭裁判所に協力を求める必要があるのではないか。このことから、本事項を要件として定めることが適切なのかどうか疑問に感じているがいかがか。

(事務局)

中核機関が、実際に活動報告がされている事実等を確認することは困難と考えている。成年後見人等からの相談の段階で、申請者に対して活動報告及び必要書類等の引継ぎについて確認したかどうかをチェックするために項目を設けている。

(安永会長)

確かに、市民後見人へのリレー受任を開始すれば、希望する後見人等は出てくるかと思われる。それが適切な事案であれば良いが、そうではない場合であって、それがそのままリレーがされることに対する問題意識を持つことは分かるが、それを活動報告をしていないということで対象から外すことができるのか。

相談があった案件が、市民後見人に適切にリレーできる状況なのかどうか確かめる術は、決めておいた方が良いかと思うが、受任要件として定めることが適切なのか。もう少し抽象的な表現にするなど検討した方が良いと考える。

**(志方委員)**

リレー受任にあたっては、社会福祉士会の中でもあまり積極的に受けておらず、例えば、被後見人と後見人間の意思疎通がうまく取れないために交代をしたいと考える後見人の可能性を懸念している。

リレー受任においては、その後見人が所属している専門職団体が、適切な後見活動を実施していると判断したなどの後ろ盾がないと難しいと感じる。事例を作った上でリスクマネジメント等の体制を作る必要があると考える。

一方で、複数受任については、先ほどの例と違い、積極的に推進していきたいと考えている。

**(事務局)**

リレー受任の実施にあたって、一つ目の事例としては、市として信頼をおく本協議会や受任調整会議の委員の方々が既に受任している事案を想定している。事例を積み上げていく中で、見えてくる課題に対し、しっかりと整備いきたいと考えている。

**(志方委員)**

リレー受任について、社会福祉士会でも横浜市や川崎市でモデル的に実施している。しかし、相模原市の社会福祉士会は、先程申し上げたようにあまり前向きではない。本日参加している士業の皆様として、リレー受任についてどう考えているか伺う。

**(安永会長)**

弁護士会では、横浜市や川崎市のように相模原市でも市民後見人へのリレー受任ができないか要望があったことを受け、社会福祉協議会に相談させていただいた事があるが、リレーが適切かどうかについて、まだ不明確な部分もある。また、弁護士会で管理ができれば良いが、「遠いから」、「大変だから」などが本音で交代を希望しているか分からぬ状態で、士業が個別にアプローチしてきた場合、それなりに負担になるのではないかと懸念している。

交代の本意をどう確かめていくのか今後、検討していく必要がある。

**(池田委員)**

コスモスでは、基本的に個別の対応で行っており、会としてリレーを行っているケースはないものと承知している。被後見人等との関係性が悪く、交代を申出したケースは、私も何件か聞いたことがある。その場合の後任は、後見人等が個別に依頼を行う形で交代の申立てを行っているのが実情である。

**(岡野委員)**

税理士会としては、事例があまりないため、今後、他事例を踏まえた上で検討

していきたいと考えている。

(事務局)

交代に係る真意の確認としては、相談者に受任調整会議への出席を求める詳細を確認するという方法もあろうかと思うが、その場で真偽の確認ができるかなど整備の難しさ感じたところである。

リレー受任については、本日いただいたご意見を基に慎重に進めていく。

**6 市民後見人養成・支援事業に係る名簿登録について**  
事務局から資料6－1～2に基づき説明を行った。

(安永会長)

市民後見人候補者の平均年齢は高いと承知しており、候補者が亡くなってしまうこともあると思われる。そういう場合はどのように把握しているのか伺う。

(事務局)

年1回、名簿登録者に対し、市民後見人候補者登録票の作成を郵送で依頼しており、返送や連絡がないなどの状況から把握することになる。

(池田委員)

受任中の市民後見人が亡くなった場合は、後任を探すことになるかと思うが、市民後見人候補者の中から引き継ぐものと考えてよろしいか。また、その場合は、受任調整会議に上げられるものになるのか。

(事務局)

必ずしも市民後見人が選任される訳ではないが、市民後見人候補者の推薦を検討することになる。なお、市民後見人の推薦にあたっては、必ず受任調整会議にて検討されることとなっている。

(安永会長)

士業でも後見人等が認知症を発症し、交代となったケースを聞いたことがある。市民後見人候補者の中でも、今後そういったケースが想定されるため、その点も踏まえて把握するようお願いしたい。

**7 その他**

(安永会長)

昨年度、議題にあがった成年後見人等送付先一括登録制度について、既に開始がされたのか伺う。私の方にも何件か制度に関する問合せがあり、横浜市や川崎市も出来ていない誇らしい取組と考えているため、開始されているのであれば、ぜひ、実績等をアピールしていただきたい。

**(事務局)**

本制度は、令和6年4月1日から施行したところである。現在、各窓口やまちづくりセンター等にチラシを配架しているほか、ホームページにて周知しているところであるが、更に制度を周知するべく拡充を図ってまいる。なお、実績等については、第3回の協議会にて、改めて報告する予定である。

**(事務局)**

次回協議会は、令和6年10月9日（水）午後1時30分に開催する。

また、次回の議題の一つは、苦情解決に向けた対応等について意見交換を行いたいと考えているため、皆様におかれでは共有できる事例等があればぜひご発言いただきたい。

以 上

**第1回相模原市権利擁護支援のための地域連携  
ネットワーク協議会委員出欠席名簿**

	氏 名	所 屬 等	備 考	出欠席
1	安永 佳代	神奈川県弁護士会	会 長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	副会長	出席
3	池田 健博	公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部		出席
4	岡野 由美子	東京地方税理士会 相模原支部		出席
5	志方 洋一	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		出席
6	玉手 邦明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター		出席
7	澤畔 正裕	医療法人社団徳寿会 中央地域包括支援センター		出席